静岡県告示第42号

令和６年１月１日付けで浜松市の行政区が再編されたことに伴い、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第１項第２号ロの規定による区域及び区分を定める告示の一部を次のように改正する。

令和６年１月19日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

平成16年10月１日付け静岡県告示第959号の１の表中、「浜松市西区舞阪町及び同区篠原町」を「浜松市中央区舞阪町及び同区篠原町」に、「浜松市西区雄踏町」を「浜松市中央区雄踏町」に、「浜松市西区村櫛町、同区庄和町、同区呉松町及び同区館山寺町」を「浜松市中央区村櫛町、同区庄和町、同区呉松町及び同区館山寺町」に、「浜松市西区白洲町、同区平松町、同区和地町、同区佐浜町、同区大人見町及び同区古人見町」を「浜松市中央区白洲町、同区平松町、同区和地町、同区佐浜町、同区大人見町及び同区古人見町」に、「浜松市北区細江町及び同区三ヶ日町」を「浜松市浜名区細江町及び同区三ヶ日町」に改める。